

平川市告示第 132 号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 3 日

平川市長 工 藤 貴 弘

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付

(2) 貸付物件

物件番号	施設名(物件名)	設置場所	住所	貸付面積	販売品目	最低貸付価格 (1 年 8 月 19 日)
1	平川市図書交流施設	2 階 子ども休憩コーナー	猿賀南田 15-1	2.0 m <sup>2</sup>	アイスクリーム等	120,600 円

注 1 「貸付面積」には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。  
なお、転倒防止器具のうち、転倒防止板については、指定の奥行を超えてもよいが、歩行や車いすの通行の障害にならないように配慮して設置すること。

注 2 「貸付面積」の寸法は、職員の計測によるものである。入札参加希望者は、自動販売機の維持管理、販売品の補充のために行う扉の開閉等に支障がないか当該入札の参加申請前に設置場所を確認すること。

注 3 貸付物件に関する詳細は、平川市市有施設自動販売機設置事業者募集要項別紙 1 の貸付物件説明書による。

注 4 自動販売機の規格については、設置上支障のない範囲で薄型の設置に努めること。

注 5 キャッシュレス決済対応機を設置すること。

(3) 貸付期間

令和 8 年 7 月 13 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 1 年 8 月 19 日。

※設置は令和 8 年 7 月 15 日までに完了させること。

(4) 入札は (2) に掲げる物件番号ごとに実施する。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告（要領第 3 条に規定する公告をいう。以下同じ。）の日から過去 3 年間において、政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者、若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者で

あること、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (4) 個人の場合は平川市に住所を有し、法人の場合は青森県に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税等を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 公告の日から過去3年間に於いて食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

### 3 入札参加の申込み方法及び期間

入札参加資格の審査のため、原則市ホームページから様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出し申込むものとする。※HP掲載データは「ホーム > しごと・産業 > 入札・契約 > 発注・公告情報 > 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付」から閲覧すること。

- (1) 申込期間 令和8年6月3日（水）～ 令和8年6月16日（火）  
午前8時15分から午後5時まで
- (2) 申込方法 持参又は郵送
- (3) 申込場所 平川市役所本庁舎3階20番窓口 財政課管財係
- (4) 提出書類
  - ア 申請書（様式1-1、1-2）入札参加物件の入札参加欄に○をすること
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 委任状（様式3）委任先が無い場合は提出不要。
  - エ 事業者（会社）概要
  - オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）
  - カ 印鑑証明書（写し可）
  - キ 身分証明書又は登記事項証明書（写し可）
    - (ア)個人の場合：身分証明書
    - (イ)法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
  - ク 営業証明書（写し可、個人の場合）
  - ケ 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（本社のもの、写し可）
    - (ア)個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
    - (イ)法人の場合：「その3の3」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
  - コ 県税の納税証明書（本社のもの、写し可）

サ 市町村税の納税証明書（本社のもの、写し可）

シ 取扱商品一覧表（様式5）（通常取り扱っている商品）

ス 設置する自動販売機のカタログ（寸法等が確認できるもの）

セ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

※「令和8年度平川市入札参加資格審査申請書」を提出している場合、ア、イ、オ及びシからセの提出のみで良い。

※カからサまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限る。

※アからサまでの共通書類については1部の提出とし、シからセの提出書類については物件毎に提出すること。

上記書類の審査により不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合がある。

#### (5) その他

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切答えないものとする。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合がある。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とする。

オ 一物件につき同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれの入札も無効とする。

カ 提出書類に記載された個人情報、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しない。

#### (6) 入札参加資格の確認等

ア 申請書により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに令和8年6月18日（木）午後5時までに、メール又はFAXで通知する。

イ 入札参加資格認定通知後において、入札開始前までに入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格の認定を取消しする。

#### (7) 無資格者への理由説明

入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。この場合、書面で回答する。

ア 提出先 平川市役所本庁舎3階20番窓口 財政課管財係

イ 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで

ウ 提出方法 上記提出先に持参、メールまたはFAXで提出

#### 4 募集要項等の縦覧

- (1) 縦覧場所 平川市ホームページまたは平川市役所  
本庁舎3階20番窓口 財政課管財係
- (2) 縦覧期間 令和8年6月3日(水)～令和8年6月23日(火)まで
- (3) 質問及び回答  
募集に関する質問及び回答は、次により行う。
  - ア 提出先 平川市役所本庁舎3階20番窓口 財政課管財係
  - イ 質問期限 令和8年6月10日(水)正午まで
  - ウ 提出方法 質問は、質疑応答書(様式7)により行い、上記提出先に持参、メールまたはFAXで提出すること。※メールまたはFAXの場合は必ず電話で連絡すること。
  - エ 回答期限 令和8年6月12日(金)午後5時まで
  - オ 回答方法 上記回答期限までに平川市ホームページに掲載します。

#### 5 入札

- (1) 入札場所 平川市役所本庁舎4階 大会議室1
- (2) 入札日時 令和8年6月24日(水) 午後2時から物件毎に順次行う。  
※入札会場への入室は、1者1名までとし、定刻までに入室すること。
- (3) 入札時必要書類
  - ア 入札書(様式8)
    - (ア) 入札書は物件毎に封入し、入札者又はその代理人が、直接入札箱に投函すること。
    - (イ) 入札金額は、上記1の(2)「最低貸付価格」を下回らないよう注意すること。  
入札金額は、貸付期間中の対象物件の総額を記載すること。
    - (ウ) 入札金額には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%金額に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
    - (エ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
  - イ 委任状(様式9)
    - (ア) 代理人による入札のときは、必ず委任状(様式9)を提出すること。
    - (イ) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとする。

#### (4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者のした入札
- イ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- エ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- カ 記名及び押印のない入札書での入札
- キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ク 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ケ 最低貸付価格未満の入札
- コ その他入札条件に違反した入札

#### (5) 入札保証金

平川市財務規則第151条第1項第2号により免除

#### (6) 落札者の決定

- ア 最低貸付価格以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を平川市ホームページで公表する。
- ウ 落札者は、本市指定の様式により行政財産借受申請書を速やかに提出すること。

#### (7) 同価入札の取扱い

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、市内業者を優先し、これにより、決定しない場合は、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### (8) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがある。

#### (9) 入札の辞退

入札を辞退するときは、当該入札を辞退する旨を明記した入札辞退届（様式10）を財政課へ提出すること。

### 6 契約

#### (1) 契約の締結

落札者と決定した日から7日以内に契約を取り交わすものとする。

#### (2) 貸付料の納付

各年度、平川市が発行する納入通知書により、平川市の指定した期日までに納付すること。別途、設置事業者が負担する電気料金については、当該月の翌月に平川市が発行する納入通知書により納付すること。

#### (3) 契約保証金

平川市財務規則第182条第1項第7号により免除

## 7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消しする。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が入札参加の資格を失ったとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと判断したとき。

## 8 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- (1) 貸付期間中に、平川市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと判断したとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 契約に定める義務を履行しないとき。

## 9 この公告に関する問合せ先

平川市 財政部 財政課 管財係

住所 〒036-0104

平川市柏木町藤山 25-6

電話 0172-44-1111(内線 1554)

0172-55-5734 (直通)

FAX 0172-44-8619